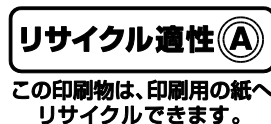


令和3年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ



質 問 事 項

- 一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について
- 二 ゼロエミッション東京戦略2020～フロンについて
- 三 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について
- 四 人権尊重・男女共同参画の視点からの公的広報のあり方について
- 五 児童相談所の現状と今後の整備について

一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について
第四次事業化計画において優先整備路線に選定された小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線（以下「2路線」）は、国分寺崖線（はげ）と野川を縦断及び横断し、小金井市の宝ともいふべき貴重で大切な自然環境、景観、豊かな生態系を著しく損なうことになる道路計画です。しかし、第3回定例会の文書質問（以下、文書質問）答弁書及び情報公開請求の結果からは、選定時において、2路線について国分寺崖線と野川周辺の自然環境の保全の重要性からの検討や協議が行われたことを示すものはありませんでした。

当該路線を含む一帯は自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の対象区域です。「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画（北多摩南部建設事務所作成）」では、「野川第一・第二調節池のある事業対象地区（以下、対象地区）は、北側に国分寺崖線、南側に武蔵野公園、東側に野川公園を配し、さらに多磨霊園や国際基督教大学を含む広大な空間と豊かな緑に囲まれている。都市河川としては自然が残されている野川や、国分寺崖線からの湧水もあり、水と緑と土という環境が一体となって確保されており、都市化されたなかの数少ない貴重な自然環境である。」とし、「この地区で自然再生事業をおこなうことにより、広域的な生物多様性の向上に寄与できる可能性を秘めている。ここに対象地区において自然再生にとりくむ意義がある。」としています。

今年11月「環境概況調査委託報告書」（以下「報告書」）が取りまとめられました。この「報告書」でも、動植物の重要種、在来種が多く確認されたことが記されています。保全、再生すべき生物多様性が、ここには存在しています。「報告書」の「調査結果の考察」では、道路事業による動植物への直接的、間接的影響の可能性を指摘しています。「報告書」は、道

路事業が、保全し、再生すべきとされている「都市化されたなかの数少ない貴重な自然環境」に危機をもたらすと、警鐘を鳴らしています。

1 小金井3・4・11号線に関する環境概況調査（動植物）の「報告書」について

ア 「報告書」の市民への公開は現在どのように行われていますか。また今後の予定があれば合わせてお示しください。

イ 11月末に小金井市内に全戸配布された「小金井3・4・11だより」では、「調査結果の考察」については記載がなく、「※本調査に関する詳しい情報は、別途、北多摩南部建設事務所のホームページに掲載する予定です」とあり、北多摩南部建設事務所のホームページに「環境調査の詳しい情報」として「環境概況調査報告書抜粋」が掲載されています。しかし、ここにも「報告書」の「5 考察及びモニタリング計画案作成」が全く掲載されていません。その理由を伺います。

ウ 東京都としての「報告書」の評価、および「調査結果の考察」についての見解を明らかにしてください。

エ 東京都は3・4・11号線の道路事業は、「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」と連携するとしています。「報告書」は、当該道路事業が「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」に抵触する可能性を指摘しており、連携の必要性が高まっています。当該道路事業と、「武蔵野公園生物多様性保全利用計画」の検討や「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」との、これまでの連携及び情報の共有の現状と予定を示してください。

2 優先整備路線の選定理由とされる「地域の安全性」の調査について

2路線の選定理由として「周辺の道路に交通が侵入することにより、地域を安心して歩くことができない状況」「生活道路への通過交通の抑

制による地域の安全性向上」を挙げながら、文書質問答弁書では、その根拠となる調査資料が示されませんでした。この度、「第四次事業化計画の検討にあたって策定検討会議等で作成・検討された文書のうち、2路線周辺の生活道路に通過交通が侵入していることについて検証した資料」を開示請求したところ、「実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない」との結果でした。すなわち、調査も検討も行われていないことが明らかになりました。

改めて、2路線それぞれについて選定理由とした「地域の安全性」の根拠を示してください。

3 優先整備路線の選定にあたっての検討について

ア 「策定検討会議等で作成・検討された文書のうち、2路線の評価・選定に関する資料と記録」を開示請求しましたが、策定検討会議等で2路線について、具体的に俎上にあげ、小金井市と東京都などが意見交換をした形跡はありません。文書質問に対する答弁において都は「策定検討会議などの場で、小金井市を含む区市町と意見交換を行いながら選定し」としていますが、具体的にいつ、どのような意見交換が行われたのか、改めてその答弁の根拠をお示してください。

イ 当該2路線を含む一帯は自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の事業対象地区および関連する地区とされ、法に基づいて設置された協議会において全体構想ならびに二度にわたる実施計画が作成され、事業が進められてきました。優先整備路線の選定にあたって、この自然再生事業との整合についてどのように評価・検討されたのかお示してください。

二 ゼロエミッション東京戦略2020～フロンについて

エアコンや冷凍・冷蔵庫に使われる代替フロンは、温室効果がCO₂の1万倍にもなり効果的抑制策が求められています。しかし、東京都の温室効果ガスの推移は、2019年に2000年比でCO₂排出量は390万トン減少しているのですが、それを相殺するように代替フロンが78万トンから593万トンへ515万トンも増加しています。その結果、温室効果ガスは2000年比で、わずか0.2%の減少にとどまっています。

2016年の東京都環境基本計画では、フロンの削減目標は「2020年度までに2014年度値以下とする」とされていましたが、残念ながら2014年の392万トンから2019年の593万トンへ201万トンも増加しています。フロン対策が十分に取られてこなかった、と言わざるをえません。ここまでフロンを増加させてしまった原因は何か、改めて問われているのではないのでしょうか。

また、何が気候危機対策として有効か、と問うた「ドローダウン」という書物があります。サブタイトルは「地球温暖化を逆転させる100の方法」です。その中では、一番効果があるとされたのはフロンの抑制で、国際的な協定であるキガリ改正を実現し、フロンを廃止できれば0.5℃ほどの抑制効果がある、と指摘しています。

11月のCOP26で提出された各国の目標を実現しても、1.5℃を超えてしまうことは確実に2℃を超えてしまうと言われていています。1.5℃目標を実現するためには、フロン抑制・廃止の早急な対策が極めて重要であると考えています。

代替フロンの排出抑制のためには、「生産・消費の削減」「使用時の漏えい抑制」「廃棄時の回収の徹底」「廃棄・再生利用の促進」が求められています。

1 フロンの排出削減が進まなかった理由について

都の役割・責任は、「使用時の漏えい抑制」「廃棄時の回収の徹底」だとされています。

ア 2016～2019年までに、都としてどのような対策をされてきたのかわかっていますか。

イ フロン排出量が大幅増加してしまった主な原因はどこにあると考えていますか。

2 「生産・消費の削減」について

ア モントリオール議定書キガリ改正によって「生産・消費の削減（蛇口規制）」が定められましたが、日本は2030年までに何%の削減が求められていますか。

イ 「生産・消費の削減」は国の役割・責任とされていますが、都の果たすべき役割を伺います。

3 使用時の漏えい対策について

使用されている代替フロンの全国の市中ストックは年々増加し、2020年で4億トンを超えているとされており、年間CO₂排出量の3分の1にもなっています。この使用されている市中ストックからの漏えいを抑制することが求められています。

代替フロンの排出量は、全国では年間CO₂排出量の5%弱、東京都では9.5%とされ、そのうち約7割が使用時の漏えいとされています。

ア 使用時の漏えい対策として、機器を利用する管理者は機器の点検が義務付けられていますが、そのことの認識および実施はどれほど徹底されていますか。

イ 点検実施を確実にするために、どのような対策が取られていますか。

4 廃棄時の回収の対策について

ア 廃棄時の回収が義務付けられているにもかかわらず、漏えいの3割

が廃棄時とされています。廃棄・回収時に違法に廃棄される割合は、何割ですか。

イ 廃棄時の漏えいを防ぐため、どのような対策が行われていますか。

ウ 11月9日、改正フロン排出抑制法では初めて東京スバルなどが摘発・書類送検されています。この事件の経緯と評価を伺います。

5 ノンフロン機器の普及について

ア 代替フロンに代わる冷媒による機器の普及が急がれていますが、現在どの程度普及していますか。普及の目標数値はありますか。

イ ノンフロン冷媒は燃焼性や有毒性があり、対策にコストがかかるとされていますが、導入促進へ向けた助成策は行われていますか。

6 東京都のフロン排出量の削減目標について

東京都はゼロエミッション東京戦略において、代替フロンの排出量を2014年比で35%削減としています。他方で政府は今年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、2030年に約55%削減としました。東京都としても削減目標の引き上げの検討はされていますか。

7 規制チェック体制の強化と経済インセンティブの導入について

ア 使用時と廃棄時の漏えい対策として様々な規制が作られていますが、チェック体制が十分ではないように思われます。チェック体制の強化に向けて、何が求められていると思いますか。

イ 規制だけではなく、管理者などに対してフロン税などの経済的インセンティブが働くことが必要だと思いますが、国で検討が進められていますか。また、東京都では検討していますか。

三 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について

コロナ禍において、住まいを失う生活困窮者に対して、東京都が民間支

援団体の要望も受け止めながら、他の道府県が実施しなかったビジネスホテルの提供事業を行ったことは大きな意義がありました。いわゆる「ハウジング・ファースト」型に近い形の支援になったとも言われています。そして、そのプロセスにおいて、様々な課題が浮き彫りになりました。

各区市の福祉事務所の間では受けられる支援の格差が存在しており、東京都が提供しているビジネスホテルの部屋を提供しているのは、実際には都内の福祉事務所の3分の1ほどです。都として支援の枠組みを用意していても、実際には使うことなく、無料低額宿泊所や自立支援センターしか選択肢を示さない違法な対応を行う自治体が大半です。多くの福祉事務所において、無料低額宿泊所、自立支援センターへの入所が生活保護申請受理の条件とされ、路上に居ただけで、「生活保護申請者に対する疑い」「偏見」が差別的な運用につながり、アパート転宅が長期的に阻まれる状況が頻発しています。東京五輪開催によってホテルの活用が危ぶまれる事態も発生しました。感染人数の減少に伴い、ビジネスホテルの需要回復による空き部屋減少を理由にして、ビジネスホテルの提供を取りやめた福祉事務所も多くあります。東京都は、こうした対応格差と支援実施縮小の実態の把握や、無料低額宿泊所の実態把握を早急に行うべきです。東京都には、この間の実情に即した真摯な検証を行い、今後の対策を改善、充実させていくことが求められています。

1 ホテル提供事業の「事業評価」と今後について

ア 前述のように、各区市の福祉事務所の間での対応格差と支援実施縮小の実態把握、無料低額宿泊所の実態把握を早急に行うべきと考えますが、いかがですか。

イ 来年度予算の要求にあたっての、ホテル提供事業のあり方、効果の検証内容を示してください。

ウ 外部の識者を入れた事業評価について、「前例がない」とのことですが、百年に一度と言われる未曾有のコロナ禍における支援事業として、前例主義ではなく、きちんと開かれた検証作業を行い、今後の対応に活かすことの意義は大きいと考えます。事業評価を行う意思はありませんか。

エ 今回、民間支援者が継続的に支援すれば、生活保護申請からビジネスホテルまたは個室シェルターへ、そしてアパートへという住宅確保の道筋ができたと言えます。コロナの終息後も今回の支援事業を継続する必要があると思いますが、都としてどのように考えていますか。

2 生活保護の広報について

ア 福祉保健局ホームページのトップページの下欄に「犬と猫の飼育講習会」などのリンク画像が並んでいますが、ここに「生活保護」も加えませんか。

イ 福祉保健局ホームページの「生活保護制度とは」のページでは、2行目に「生活保護を受けることは国民の権利です。」と書かれ、最後の3行には、「ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています。」と書かれていますが、目立ちません。

例えば、足立区のホームページでは、「生活保護について」の冒頭に大きなカラーの文字で、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにお住まいの地域を担当する福祉課にご相談ください。扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、『保護の

要件』とは異なる位置づけのものとして規定されています。要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合等は基本的には扶養照会を行いませんので、担当する福祉課にご相談ください。」と書かれ、とりわけ「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合等は基本的には扶養照会を行いません」が強調されています。東京都のホームページでも、こうした表現でわかりやすく書くべきと考えますが、いかがですか。

3 ネットカフェ利用者の調査について

ア 前回2017年の東京都による調査結果は、「チャレンジネット」のその後の取り組みにどのように反映されたのですか。具体的に示してください。

イ 本来なら毎年調査をするべきものです。少なくとも、未曾有のコロナ禍での貧困の拡大とホテル提供事業の実施を踏まえて、このタイミングで再度の調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

4 相部屋から個室への転換について

ア 都区の共同事業である自立支援センターの個室化について、各区との協議の場で、いつ議題に載せようと考えているのですか、見通しを示してください。また、23区の足並みを揃えるために、都が行っている働きかけの内容と予定について伺います。

イ 首都圏では、住まいを失った生活困窮者が生活保護を申請した場合、無料低額宿泊所に誘導されることが多くあります。相部屋の場合も多く、人間関係のトラブルが起きやすい点などから、当事者に強い忌避感があります。そのため、現在、個室化が進められていますが、2020年4月1日に施行された厚労省の省令の附則において「個室化は3年間猶予する」との規定が盛り込まれたため、相部屋の解消期限は2022

年度末とされています。東京都の条例も同様です。

これについて、都としての相部屋解消のロードマップ、数値目標を示してください。また、解消期限を前倒しする意向はありませんか。

ウ 厚生労働省のホームページには「施設に入ることに同意することが申請の条件ということはありません」と書かれています。東京都のホームページでもこうした表現でわかりやすく書くべきです。いかがですか。

5 都営住宅の拡充について

コロナ禍の貧困の拡大の中、若年単身者向けの都営住宅の必要性がさらに高まっています。都として、60歳未満単身者の入居に向けて入居要件を緩和するつもりはないのか。また、今まで全く進展していない若年単身者向けの都営住宅を新規に建設する意志はありませんか。検討はしていますか。困難だとするなら、何がネックになっているのですか、具体的に示してください。

6 一時生活支援事業との連携を基本とした速やかなアパート転宅について

生活困窮者自立支援事業における一時生活支援事業との連携を基本とした速やかなアパート転宅を行っている福祉事務所があります。他府県では、居住支援法人や非営利団体との連携による公営住宅の利用や、空き部屋など、生活保護利用に限らず生活困窮者が利用できる居宅を提供している事例も多くあります。一時生活支援事業によるアパート借り上げ、居住不安定者等居宅生活移行支援事業などを利用して個室を確保するよう、区市に働きかけ、都としても必要な支援を行なうことを検討してください。いかがですか。

四 人権尊重・男女共同参画の視点からの公的広報のあり方について

東京オリンピック競技大会においては、大会組織委員長が女性差別発言で交替し、開会式をめぐっては、女性差別、障害者差別、民族差別が露見し責任者をはじめ重要な立場にあった関係者が次々に辞任するという事態が発生しました。また、全国的に自治体など公的機関の広報において、女性を性的に消費し差別する表現を指摘され撤回する事例が繰り返されています。公的機関における人権尊重・男女共同参画の研修の強化と、公的広報のあり方に関する認識の共有、手引きの作成などが求められています。

1 東京都は2015年に東京都人権施策推進指針を改定しています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界の都市・東京」の実現をめざすとして見直したもので、この指針の「施策展開に当たっての考え方」においても5つの項目の一つとして「公共性の視点」を掲げています。

ア 指針に定める17の人権課題について、総合的あるいは個別テーマに即した手引きを作成するなど、人権に配慮した公的広報のあり方の庁内への周知は行われていますか。

イ 東京都人権施策推進指針は、見直しの契機となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の終了を受けて、改定するべきだと思いますがいかがですか。

ウ 人権尊重の視点からの広報に関する苦情には、どのように対応しているのか教えてください。

2 内閣府では、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、2003年に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引 みんなに届く広報のために」を

発行し、各自治体に配布しています。独自に作成している自治体も多く、豊島区では昨年、社会情勢の変化と「男女共同参画推進条例」の一部改正を受けて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を改定更新しました。

ア 東京都には、独自の手引きなどはありませんが、広報・出版物等に男女平等参画の視点を取り入れるために、どのように対応していますか。また独自の手引きなどを作成するべきだと思いますがいかがですか。

イ 2017年度以降において、生活文化局都民生活部男女平等参画課が把握している、男女平等参画の視点からの広報に関する苦情はありましたか。あれば件数と都の対応を教えてください。

五 児童相談所の現状と今後の整備について

2019年の児童福祉法改正を踏まえ、都の児童相談所の現状と今後の課題について伺います。

1 同改正で児童相談所の管轄区域に係る参酌基準が法的に位置づけられ、それを受けて施行令で地理的条件、人口、交通事情についての基準の内容が示されました。

国が管轄区域に関する参酌基準を定めた趣旨について、都の認識を示してください。

2 国の参酌基準によると、人口については「管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること」とされています。また、この基準の解釈運用については、国は通知『「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について』（以下、通知）で「管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安」とする一方、「管轄

人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね50万人以下とするような管轄区域の見直しを積極的に検討されたい」とも指摘しています。

ア 現在、管轄区域の人口が100万人を超える児童相談所はどこですか。

その管轄する人口、管轄する自治体も併せて示してください。

イ 参酌基準を定めた施行令は2023年4月1日に施行されます。管轄区域の適正化、適法化にむけた都の対応のスケジュールを示してください。

ウ 都立児童相談センターは23区中9区に加え島しょ部を管轄し、管轄区域人口が250万人を超えます。管轄区域内の豊島区が来年、児童相談所を開設する予定であり、また文京区が2025年度に児童相談所を設置する方針とのことですが、いずれにしても管轄人口が法の求める基準を大幅に超過する事態は解消されません。改正法令の施行時期を考え合わせれば、早急に管轄区域の抜本的な見直しが必要です。児童相談センターの管轄区域見直しの考え方と見通しを示してください。

3 都立児童相談所の管轄区域の見直しと深く関わっているのが、児童相談所の区移管の動向です。国は、児童福祉法等において中核市等への児童相談所の設置を促し支援する方針を明示してきましたが、管轄区域の見直しに当たっても、中核市や23区での児童相談所設置を促進するよう求め、通知でも次のように述べています。

「児童相談所は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置するが、子育て支援施策の実施主体でもある基礎自治体が児童相談所を設置した場合は、これら関連部門との連携をより行いやすいと考えられる。

そのため、中核市等を含む地域の児童相談所の管轄区域を見直す場合には、こうした基礎自治体の役割も念頭に置きつつ、まずは当該中核市

等が児童相談所設置市に移行することを積極的に検討されたいこと。」

2016年の児童福祉法改正で23区も児童相談所を設置することが可能となり、昨年度は世田谷、江戸川、荒川の3区で、また今年度は港区で区立の児童相談所が開設されました。区立の児童相談所が開設された場合は当該自治体は都児童相談所の管轄区域から外れることになり、都児童相談所の管轄区域の適正化は、区における児童相談所設置の動向によって大きく左右されます。

ア 23区における児童相談所設置の動向を示してください。また、基礎自治体でもある区が児童相談所を自ら設置することについて、都としての基本的な評価、認識を伺います。

イ 23区区長会は、『令和4年度都の施策及び予算に関する要望書』において「児童相談所設置の促進」、「特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう」として、

- ① 移管に必要な財源を確実に移譲すること
- ② 特別区児童相談所開設にあたっての立ち上げ支援を行うこと
- ③ 児童養護施設等の相互利用等のための広域調整についても、見直すべき課題が生じるものと見込まれる。開設した4区の事例を活かし、より積極的に協力すること
- ④ 特別区による児童相談所及び一時保護所の整備に伴う、都の施設の整理・転用について、施設所在区と協議の場を設け、未利用都用地や都の児童相談所等の既存施設等の無償譲渡・貸付、または減免措置等を行い提供すること

を求めています。これらの要望のそれぞれに対する都の認識、考え方を伺います。

ウ 世田谷児童相談所が昨年度、廃止されました。この旧世田谷児童相

談所跡地・跡施設の現在の利活用状況と今後の方針を伺います。

- 4 多摩地域でも児童相談所の管轄区域の見直しは喫緊の課題です。管轄人口が100万人を超える児童相談所はありませんが、杉並区の児童相談所設置で行き場を失う武蔵野市、三鷹市の取り扱い、広大な管轄エリアを抱え、中核市を区域内に有する八王子児童相談所、さらに広大なエリアを有する上に児童相談所の位置が東端に偏った立川児童相談所など、課題が山積しています。

ア 法令改正を受け、三多摩地域の児童相談所の配置についての課題をどう考えますか。

イ 三多摩地域の児童相談所の管轄区域や配置の見直しの方向性を示してください。通知では児童相談所の新設のみならず、支所の配置についても言及していますが、これに対する都の見解も併せて示してください。

- 5 児童相談体制において、児童相談所と並んで核となるのが一時保護所です。一時保護所の整備状況について、都の児童福祉審議会は答申『新たな児童相談のあり方について』（2020.12.23）において以下のように述べています。

「一時保護所については、平成22年度に168名であった入所定員を令和2年度には237名まで拡充したものの、虐待通告の急増に伴う保護需要の高まりにより保護児童は恒常的に保護所の定員を超過している。

また、平均保護日数は全国の29.4日（※平成30年度）を超える41.9日（※平成31年度（平成30年度は40.8日））となるなど一時保護所のひっ迫状況が続いている。」

一時保護所の整備拡充、さらにはハード、ソフト両面での処遇の改善もまた喫緊の課題です。

ア 都の一時保護所の一覧（設置場所、定員）を示してください。また、今後、施設数ならびに施設定員を増やす計画があれば示してください。

イ 都の一時保護所における定員超過の状況を伺います。過去5年間の年平均入所率を示してください。

ウ 児童福祉審議会が指摘した「一時保護所のひっ迫状況」を解消していくための、都の基本的な対応方針を示してください。

エ 児童相談所の管轄区域の見直しの中で新たな児童相談所の設置が検討されることとなった場合、一時保護所併設の有無、是非についての考えを伺います。

児童相談所ならびに一時保護所の拡充・整備、管轄区域の適正化は、今や法の求める義務であり、児童相談体制とりわけ児童虐待をはじめとした困難な支援の課題を解決するために欠かせない前提です。また、児童相談所ならびに一時保護所を基礎自治体が設置していく動きは、今後ますます強まるだろうし、後押ししていくべきことでもあります。こうした視点から、積極的に明確な答弁を求めます。

令和 3 年 第 四 回 都 議 会 定 例 会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について

1 小金井3・4・11号線に関する環境概況調査（動植物）の「報告書」について

ア 「報告書」の市民への公開は現在どのように行われているか伺う。
また今後の予定があれば合わせて伺う。

回 答

都市計画道路小金井3・4・11号線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育状況等を把握する基礎的調査として環境概況調査を実施し、環境概況調査報告書を取りまとめました。

本報告書を基に、調査方法や結果の概要を記載した「小金井3・4・11だより」を令和3年11月に小金井市内の全戸に配布し、周知に努めました。

さらに、同年12月より、調査方法や結果の詳細を記載した「環境概況調査報告書の抜粋版」を小金井市役所や武蔵野公園サービスセンターの窓口閲覧用として配置するとともに、北多摩南部建設事務所のホームページにも掲載し、広く周知に努めています。

質 問 事 項

一の1のイ 11月末に小金井市内に全戸配布された「小金井3・4・11だより」では「調査結果の考察」については記載がなく、北多摩南部建設事務所のホームページに「環境概況調査報告書抜粋」が掲載されているが、ここにも「報告書」の「5 考察及びモニタリング計画案作成」が

全く掲載されていない。その理由を伺う。

回 答

環境概況調査報告書においては、環境概況調査の結果を取りまとめるとともに、調査結果について考察を行い、モニタリング計画案を作成しています。

令和3年4月に小金井市内の全戸に配布した「小金井3・4・11だより」において「秋頃には調査結果等をお知らせします」としていたため、調査方法や結果の概要を記載した「小金井3・4・11だより」を同年11月に小金井市内の全戸に配布し、周知に努めました。

さらに、同年12月より、調査方法や結果の詳細を掲載した「環境概況調査報告書の抜粋版」を小金井市役所や武蔵野公園サービスセンターの窓口に見覧用として配置するとともに、北多摩南部建設事務所のホームページにも掲載し、広く周知に努めています。

質 問 事 項

一の1のウ 都としての「報告書」の評価、および「調査結果の考察」についての見解を伺う。

回 答

環境概況調査により、小金井3・4・11号線周辺の動植物の生息・生育状況等を把握する基礎的調査が実施できたと認識しています。

また、本報告書においては、現地調査結果等を踏まえ、希少種をはじめとする重要な動植物に関わる生息・生育環境の改変の程度を推定し、生じ

る影響及びその範囲等について考察を行い、今後、実施すべきモニタリング調査について計画案を作成しています。

今後、環境概況調査等の結果を基に、必要な保全対策の検討を実施するとともに、自然環境や景観に配慮しながら道路構造等の検討を進めることとしています。

質 問 事 項

一の1のエ 都は3・4・11号線の道路事業は、「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」と連携するとしている。「報告書」は、当該道路事業が「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」に抵触する可能性を指摘しており、連携の必要性は高まっている。当該道路事業と、「武蔵野公園生物多様性保全利用計画」の検討や「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」との、これまでの連携及び情報の共有の現状と予定を伺う。

回 答

小金井3・4・11号線の整備に当たっては、本路線周辺で実施している「武蔵野公園生物多様性保全利用計画」の検討や「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」と環境概況調査等の結果を適宜、共有するなど連携を図っており、引き続き、情報を共有していきます。

本報告書の調査結果の考察では、例えば植物相において、「道路事業による影響としては、道路構造によっては道路敷地内が直接改変により生育できなくなるもののほか、道路周辺が日照や風況などの環境変化が生じるなど間接的影響を受ける可能性がある」としています。

今後は、これまでに共有している情報や環境概況調査等の結果を基に、

必要な保全対策の検討を実施するとともに、自然環境や景観に配慮しながら道路構造等の検討を進めることとしています。

質 問 事 項

一の2 2路線の選定理由として「地域の安全性向上」を挙げながら、文書質問答弁書では、その根拠となる調査資料が示されなかった。「2路線周辺の生活道路に通過交通が侵入していることについて検証した資料」を開示請求したところ「存在しない」との結果であり、調査も検討も行われていないことが明らかになった。改めて、2路線それぞれについて選定理由とした「地域の安全性」の根拠を伺う。

回 答

連雀通りと東八道路との間では、東西方向の都市計画道路が十分整備されていないことから、連雀通りと小金井街道との交差点などで渋滞が発生しており、はけの道など、周辺の道路に交通が侵入することにより、地域を安心して歩くことができない状況となっています。

こうしたことから、事故削減に向け、通過交通を適切に処理するため、都内で発生している人身事故を踏まえ、人身事故密度が高い住宅エリアの街区を抽出し、その街区に接する都市計画道路を優先性の高い区間としています。

小金井3・4・1号線がこの区間に該当することから、地域の安全性の向上に資する路線として優先整備路線に選定しています。

なお、小金井3・4・11号線については、自動車交通の円滑化の視点で選定しています。

質 問 事 項

一の 3 優先整備路線の選定にあたっての検討について

ア 「策定検討会議等で作成・検討された文書のうち、2路線の評価・選定に関する資料と記録」を開示請求したが、策定検討会議等で2路線について、具体的に俎上にあげ、小金井市と東京都などが意見交換をした形跡はない。文書質問に対する答弁において都は「策定検討会議などの場で、小金井市を含む区市町と意見交換を行いながら選定し」としているが、具体的にいつ、どのような意見交換が行われたのか、答弁の根拠を伺う。

回 答

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の策定に当たり、東京都と小金井市を含む特別区及び26市2町は、合同の策定検討会議を平成25年10月に設置しました。

策定検討会議においては、第2回目の会議で優先整備路線選定の項目と指標について、第5回目で小金井3・4・1号線と小金井3・4・11号線を含む優先整備路線の案について、都と区市町で意見交換しながら、協働で調査検討を進め、第6回目で整備方針を策定しました。

質 問 事 項

一の 3 のイ 当該2路線を含む一帯は自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の事業対象地区および関連する地区

とされ、協議会において全体構想・実施計画が作成され、事業が進められてきた。優先整備路線の選定にあたって、この事業との整合についてどのように評価・検討されたのか伺う。

回 答

小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線の2路線については、事業段階において、周辺の自然環境などに配慮し、整備形態等について適切に対応していくことを前提に、優先整備路線として選定しています。

質 問 事 項

二 ゼロエミッション東京戦略2020～フロンについて

1 フロンの排出削減が進まなかった理由について

ア 都の役割・責任は、「使用時の漏えい抑制」「廃棄時の回収の徹底」だとされているが、2016～2019年までに、都としてどのような対策をしてきたのか伺う。

回 答

平成27年にフロン排出抑制法が施行され、管理者や廃棄実施者の責務が明確化されたことから、都では、充填回収業者などへのフロン講習会の開催、中小事業者等への周知を図るため地域商工団体と連携し専門技術を持つアドバイザー派遣などを行ってきました。

また、廃棄時のフロン回収を確実なものとするために、建設リサイクル法に基づく合同パトロールに併せて、解体現場への立入指導を実施するなどの対策を実施してきました。

質 問 事 項

二の1のイ フロン排出量が大幅増加してしまった主な原因はどこにあるか、見解を伺う。

回 答

特定フロンはオゾン層を破壊することから、モントリオール議定書により国際的に生産・輸入が禁止され、我が国においては、オゾン層保護法により令和2年までに製造・輸入が禁止されることとなりました。そのため、冷凍冷蔵空調設備等に使用される冷媒の特定フロンから代替フロンへの転換が急速に進み、その結果、代替フロンの排出量が増加してきたものと認識しています。

質 問 事 項

二の2 「生産・消費の削減」について

ア モントリオール議定書キガリ改正によって「生産・消費の削減（蛇口規制）」が定められたが、日本は2030年までに何%の削減が求められているか伺う。

回 答

2016年に採択されたモントリオール議定書キガリ改正では、日本を含む先進国は、2011年から2013年までを基準年として、2029年までに70パーセント、2034年までに80パーセント削減することが求められています。

質 問 事 項

二の２のイ 「生産・消費の削減」は国の役割・責任とされているが、都の果たすべき役割を伺う。

回 答

フロン排出抑制法では、フロン類の製造・輸入の規制等については国の役割、使用時や廃棄時の排出抑制に係る指導等は都道府県の役割と定められています。加えて、都では、ノンフロン機器の導入を促進するため、中小事業者等に対して補助を行っています。

質 問 事 項

二の３ 使用時の漏えい対策について

ア 代替フロン使用時の漏えい対策として、機器を利用する管理者は機器の点検が義務付けられているが、そのことの認識および実施はどれほど徹底されているか伺う。

回 答

都が令和２年度に実施したアンケート調査の結果では、国への報告義務がない算定漏えい量CO₂換算1,000トン未満の事業者においては、フロン排出抑制法やその内容について知っている事業者が全体の約３割でした。

また、国への報告義務がある大量排出事業者については、法定点検が実施されていることを確認していますが、その他の事業者については、点検

が不十分と考えられるものも見受けられました。

質 問 事 項

二の3のイ 点検実施を確実にするために、どのような対策が取られているか伺う。

回 答

都では、事業者が確実に冷凍冷蔵空調機器の点検を実施するよう、中小事業者・個人事業主などを対象に商工団体を通じてアドバイザーを派遣し、法の周知徹底・点検等のアドバイスを実施してきました。また、管理者へ立入指導を行うとともに、動画配信により法や機器の適正管理を周知しています。さらに、令和3年度からは、フロン対策モデル事業として、大量排出事業者への技術支援を実施しています。

質 問 事 項

二の4 廃棄時の回収の対策について

ア 廃棄時の回収が義務付けられているにもかかわらず、漏えいの3割が廃棄時とされている。廃棄・回収時に違法に廃棄される割合は、何割か伺う。

回 答

国の調査によると、令和元年度における機器廃棄時の全国のフロンの回収率は約38パーセントと推計しており、残りは技術的に回収ができないも

のと、回収作業が実施されていないものと推定されています。

質 問 事 項

二の四のイ 廃棄時の漏えいを防ぐため、どのような対策が行われているか伺う。

回 答

令和2年4月に施行された改正フロン排出抑制法では、解体現場への法に基づく立入指導が可能となったことから、都ではフロンGメンを設置し、解体現場への集中的な立入指導や勧告等の措置を行っています。

また、建物解体業者等に対して説明会を実施し、法改正内容の周知を徹底しています。

質 問 事 項

二の四のウ 11月9日、改正フロン排出抑制法では初めて東京スバルなどが摘発・書類送検されているが、この事件の経緯と評価を伺う。

回 答

改正フロン排出抑制法の施行に伴い、都道府県の立入権限が強化され、直罰規定が定められたことから、都では警視庁との連携を強化してきました。本件は、令和3年3月に自動車販売業者の建物解体現場においてフロンの回収が適正に行われていない疑いがあったため、都が立入検査を実施し、みだり放出が確認されたことから、警視庁が捜査した結果、書類送致

したものです。本件では、施工主に委託確認書の不交付、解体事業者にみだり放出の違法行為がありました。

これは、フロン排出抑制法改正後、全国で初めて書類送致に至った案件であることから、フロンの不適正処理防止に向けて大きな効果があったと考えています。

質 問 事 項

二の5 ノンフロン機器の普及について

ア 代替フロンに代わる冷媒による機器の普及が急がれているが、現在どの程度普及しているか、普及の目標数値はあるか伺う。

回 答

現在、国において、ノンフロン機器の開発や普及が進められていますが、家庭用冷蔵庫・自動販売機等についてはノンフロン冷媒への代替が進んでいる一方、業務用の大型・中型冷蔵庫や業務用エアコンはノンフロン製品の普及が進んでいない状況です。

また、国では、フロン排出抑制法に基づく指定製品制度により、製品区分に応じたノンフロンや低GWPの目標値、目標年度を定めています。

質 問 事 項

二の5のイ ノンフロン冷媒は燃焼性や有毒性があり、対策にコストがかかるかとされているが、導入促進へ向けた助成策は行われているか伺う。

回 答

ノンフロン機器の開発や普及は国の役割であり、現在、国が冷媒の開発や機器導入の助成を行っています。都においても、令和元年度から、中小事業者、個人事業主を対象に省エネ型冷凍冷蔵ノンフロンショーケース導入に対する補助事業を実施しています。

質 問 事 項

二の6 都はゼロエミッション東京戦略において、代替フロンの排出量を2014年比で35%削減としているが、政府は今年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画で、2030年に約55%削減とした。都としても削減目標の引き上げの検討はしているか伺う。

回 答

都では、現在、東京都環境基本計画の見直しを行っており、その中でフロン排出量削減目標についても検討しています。

質 問 事 項

二の7 規制チェック体制の強化と経済インセンティブの導入について
ア 使用時と廃棄時の漏えい対策として様々な規制が作られているが、チェック体制が十分ではないように思われる。チェック体制の強化に向けて、何が求められているか、見解を伺う。

回 答

フロン排出抑制法では、CO₂換算年間1,000トン以上の大量排出事業者は算定漏えい量、充填回収業登録事業者は充填回収量の国への報告が義務付けられています。また、令和2年4月施行の改正フロン排出抑制法では、点検簿の保存や、廃棄時の引取証明書の確認等が義務付けられたほか、都道府県の指導監督権限が強化されるとともに、直罰規定が追加されるなど、チェック体制が強化されました。都では、法に基づき、管理者や廃棄実施者への指導を適切に行っています。

質 問 事 項

二の七のイ 規制だけではなく、管理者などに対してフロン税などの経済的インセンティブが働くことが必要だが、国で検討が進められているか伺う。また、都では検討しているか伺う。

回 答

国では、フロン排出量の抑制を図るため、様々な施策の一つとして経済的手法も検討していると聞いています。都は引き続き国の動向を注視していきます。

質 問 事 項

三 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について

1 ホテル提供事業の「事業評価」と今後について

ア 各区市の福祉事務所の間での対応格差と支援実施縮小の実態把握、無料低額宿泊所の実態把握を早急に行うべきだが、見解を伺う。

回 答

福祉事務所では、必要な方に確実に保護を実施するため、関係機関と連携し、相談者の状況を把握して、適切に対応することとされています。

都は、福祉事務所の対応や無料低額宿泊所について、定期的に指導検査等を実施し、実態把握を行っています。

質 問 事 項

三の1のイ 来年度予算の要求にあたっての、ホテル提供事業のあり方、効果の検証内容を伺う。

回 答

都は、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により住まいを失った方に対して、TOKYOチャレンジネットを活用し、緊急的な一時宿泊場所としてビジネスホテルを提供しています。

令和3年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれることや、令和2年度の支援の状況に鑑み、必要経費を確保して対応しています。

令和4年度についても、必要経費を予算案に計上しています。

質 問 事 項

三の1のウ 外部の識者を入れた事業評価について、百年に一度と言われる未曾有のコロナ禍における支援事業として、きちんと開かれた検証作

業を行い、今後の対応に活かすことの意義は大きいですが、事業評価を行う意思はないか、見解を伺う。

回 答

都は、毎年度、予算編成の一環として、財務局が事業局等関係部局と連携し、事業の効率性、実効性を向上させる継続的な取組である事業評価を実施しています。

質 問 事 項

三の1のエ 今回、民間支援者が継続的に支援すれば、生活保護申請からビジネスホテルまたは個室シェルターへ、そしてアパートへという住宅確保の道筋ができたと言える。コロナの終息後も今回の支援事業を継続すべきだが、見解を伺う。

回 答

都は、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により住まいを失った方に対して、緊急事態宣言等の期間中に、TOKYOチャレンジネットを活用し、緊急的な一時宿泊場所としてビジネスホテルを提供しています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて適切に対応していきます。

質 問 事 項

三の２ 生活保護の広報について

ア 福祉保健局ホームページのトップページの下欄に「犬と猫の飼い方講習会」などのリンク画像が並んでいるが、ここに「生活保護」も加えないか。見解を伺う。

回 答

都は、これまで、都民に生活保護制度について広く情報提供するため、ホームページに制度概要等を掲載しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者向けに、支援情報をまとめて掲載した新型コロナウイルス感染症支援情報ナビにおいても、生活保護制度について情報提供しています。

引き続き、効果的な情報提供に努めていきます。

質 問 事 項

三の２のイ 福祉保健局ホームページの「生活保護制度とは」のページでは、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、『扶養義務の履行が期待できない』と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています。」と書かれているが、目立たない。わかりやすく書くべきだが、見解を伺う。

回 答

福祉保健局のホームページでは、生活保護制度の基本的な考え方のほか、扶養義務に係る取扱いについて、国の通知の内容に基づき記載しています。

また、相談窓口である福祉事務所を掲載しており、福祉事務所では、生活保護申請者の個々の事情に応じて適切に説明することとなっています。

質 問 事 項

三の３ ネットカフェ利用者の調査について

ア 2017年の都による調査結果は、「チャレンジネット」のその後の取組にどのように反映されたのか、具体的に伺う。

回 答

都は、平成30年1月に公表した住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査を踏まえ、住まいを失った方に相談支援等を行っているTOKYOチャレンジネットにおいて、より必要な方に情報が届くよう周知方法の見直しを図っています。

質 問 事 項

三の３のイ 本来なら毎年調査をするべきものであり、少なくとも、未曾有のコロナ禍での貧困の拡大とホテル提供事業の実施を踏まえて、このタイミングで再度の調査を行うべきだが、見解を伺う。

回 答

都は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により住まいを失った方に対して、TOKYOチャレンジネットを活用し、緊急的な一時宿泊場所の提供等を行っており、こうした取組を通じて、相談に来たネットカフ

エの利用者の状況等の把握を行っています。

質 問 事 項

三の４ 相部屋から個室への転換について

ア 都区の共同事業である自立支援センターの個室化について、各区との協議の場で、いつ議題に載せようと考えているのか、見通しを伺う。また、23区の足並みを揃えるために、都が行っている働きかけの内容と予定について伺う。

回 答

都と23区は、令和2年度、今後整備する自立支援センターの居室は個室を基本とすることとしました。ただし、用地面積など整備条件等の制約がある場合は、個室・多床室混合型の整備を可能とすることとしています。

質 問 事 項

三の４のイ 首都圏では、住まいを失った生活困窮者が生活保護を申請した場合、無料低額宿泊所に誘導されることが多くある。現在、個室化が進められているが、2020年4月1日に施行された厚労省の省令の附則において「個室化は3年間猶予する」との規定が盛り込まれたため、相部屋の解消期限は2022年度末とされている。都の条例も同様だが、都としての相部屋解消のロードマップ、数値目標を伺う。また、解消期限を前倒しする意向はないか伺う。

回 答

無料低額宿泊所の居室の定員は、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則により、配偶者等の親族と同居する場合等を除き、1人とすることとしています。

なお、既存施設については、同規則の附則により、令和5年3月31日まで適用除外の経過措置期間としています。

都は、各事業者に対し、同規則の内容を既に通知しており、経過措置期間内の対応を求めています。

質 問 事 項

三の4のウ 厚生労働省のホームページには「施設に入ることに同意することが申請の条件ということはありません」と書かれている。都のホームページでもこうした表現でわかりやすく書くべきだが、見解を伺う。

回 答

国の通知では、生活保護の相談・申請をした方が、直ちにアパート等の居宅を確保することが困難な場合などに、緊急的・臨時的な居所として保護施設や無料低額宿泊所等を紹介するなど、居所の確保に関する支援を行うこととされております。

具体的な居所の確保に当たっては、個々の状況に応じた支援が必要となるため、都は、ホームページに、相談窓口である福祉事務所を掲載しています。

質 問 事 項

三の5 コロナ禍の貧困の拡大の中、若年単身者向けの都営住宅の必要性がさらに高まっている。都として、60歳未満単身者の入居に向けて入居要件を緩和するつもりはないのか。また、今まで全く進展していない若年単身者向けの都営住宅を新規に建設する意志はないか。検討はしているのか。困難だとするならば、何がネックになっているのか、具体的に伺う。

回 答

都営住宅は、原則として、市場で適切な住宅を確保することが困難な同居親族のある世帯を入居対象としており、単身者は、特に居住の安定を図る必要のある高齢者世帯や障害者世帯等に限り入居の対象としています。

若い世代の単身者については、福祉施策や雇用就業施策による支援とともに、民間事業者等の多様な連携によって、市場において居住の確保が図られるべきと考えています。

なお、コロナ禍を踏まえ、TOKYOチャレンジネット事業に提供している都営住宅の戸数を拡大し、住まいを失った方の一時利用住宅として活用しています。

また、都営住宅の新規建設についてですが、都営住宅は、これまでも既存ストックの有効活用を図り、適切な供給や適正な管理に努めてきました。これからも、既存ストックの有効活用を図り、住宅セーフティネットの中核としての機能を的確に果たせるよう取り組んでいきます。

質 問 事 項

三の6 一時生活支援事業によるアパート借り上げ、居住不安定者等居宅生活移行支援事業などを利用して個室を確保するよう、区市に働きかけ、都としても必要な支援を行なうことを検討することを求めるが、見解を伺う。

回 答

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業及び居住不安定者等居宅生活移行支援事業は、区市が地域の実情に応じて取り組むこととされており、都はこれまで、区市に対して同事業を周知しています。

質 問 事 項

四 人権尊重・男女共同参画の視点からの公的広報のあり方について

1 東京都人権施策推進指針について

ア 指針に定める17の人権課題について、総合的あるいは個別テーマに即した手引きを作成するなど、人権に配慮した公的広報のあり方の庁内への周知は行われているか伺う。

回 答

誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市を作り上げるためには、職員一人ひとりが、人権尊重の理念を正しく理解した上で、行政サービスにおける情報発信を行っていくことが重要です。

都はこれまでも、人権意識の醸成を職員研修における重点事項として位置付け、人権に配慮した言動が身に付くよう、全ての職員を対象に、定期的に悉皆で受講する人権研修を実施しています。

今後とも、共生社会にふさわしい適切な広報が行われるよう、研修を通じて職員の人権感覚の一層の向上に努めていきます。

質 問 事 項

四の1のイ 東京都人権施策推進指針は、見直しの契機となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の終了を受けて、改定するべきだが、見解を伺う。

回 答

東京都人権施策推進指針は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会の実現を目指し、都が取り組むべき人権施策の基本方針を示したものであり、都は、この指針において17の人権課題を掲げ、様々な人権施策を展開しています。

今後の改定については、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて対応していきます。

質 問 事 項

四の1のウ 人権尊重の視点からの広報に関する苦情には、どのように対応しているのか伺う。

回 答

都では、各局において人権に十分配慮しながら広報を行っています。都

民から意見や苦情があった場合には、各局で適切に対応しています。

質 問 事 項

四の2 男女共同参画について

ア 内閣府では、2003年に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引 みんなに届く広報のために」を発行し、各自治体に配布しており、独自に作成している自治体も多い。都には、独自の手引きなどはないが、広報・出版物等に男女平等参画の視点を取り入れるために、どのように対応しているか。また独自の手引きなどを作成すべきだが、見解を伺う。

回 答

都では、広報資料の作成に当たり、東京都男女平等参画基本条例の趣旨を踏まえ、男女平等参画の視点をもって適切な表現を用いるよう、庁内各局に対し通知するとともに、必要に応じ国の手引を周知しています。

なお、男女平等参画の視点からの広報に関する独自の手引を作成する予定はありません。

質 問 事 項

四の2のイ 2017年度以降において、生活文化局都民生活部男女平等参画課が把握している、男女平等参画の視点からの広報に関する苦情はあったか。あれば件数と都の対応を伺う。

回 答

生活文化局都民生活部男女平等参画課で把握している、平成29年度以降の男女平等参画の視点からの広報に関する苦情の申立ての件数は2件です。

男女平等参画課に苦情が寄せられた場合には、当該所管部署に対し、事実確認の上、必要に応じて助言、国の手引の紹介等を行うとともに、庁内各局に対しても注意喚起を行っています。

質 問 事 項

五 児童相談所の現状と今後の整備について

- 1 2019年の児童福祉法改正で児童相談所の管轄区域に係る参酌基準が法的に位置づけられ、それを受けて施行令で地理的条件、人口、交通事情についての基準の内容が示されたが、国が管轄区域に関する参酌基準を定めた趣旨について、都の認識を伺う。

回 答

児童相談所の管轄区域に関する参酌基準を改正児童福祉法施行令で定めた趣旨について、国は、この政令と併せて発出した通知において、「児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や、依然として死亡事例・重傷事例が発生していることを踏まえ、本通知の第二に記載する参酌基準を定め、児童相談所の管轄区域の適正化を図るものであること。」としています。

質 問 事 項

五の２ 児童相談所管轄区域の見直しについて

- ア 現在、管轄区域の人口が100万人を超える児童相談所はどこか。
その管轄する人口、管轄する自治体も併せて伺う。

回 答

管轄区域の人口が100万人を超える児童相談所は、令和3年1月1日現在、児童相談センター、品川児童相談所、足立児童相談所、杉並児童相談所、八王子児童相談所、小平児童相談所の6か所となっています。

各児童相談所の管轄人口及び管轄自治体は以下のとおりです。

児童相談所名	管轄人口	管轄自治体
児童相談センター	2,555,118人	千代田区、渋谷区、台東区、中央区、新宿区、港区、豊島区、文京区、練馬区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
品川児童相談所	1,421,393人	品川区、目黒区、大田区
足立児童相談所	1,154,693人	足立区、葛飾区
杉並児童相談所	1,245,905人	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
八王子児童相談所	1,178,007人	八王子市、町田市、日野市
小平児童相談所	1,153,107人	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市

出典：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

令和3年1月1日現在（東京都総務局）

質 問 事 項

五の２のイ 参酌基準を定めた施行令は2023年4月1日に施行されるが、管轄区域の適正化、適法化にむけた都の対応のスケジュールを伺う。

回 答

児童相談所の管轄区域については、令和5年4月1日に施行予定の改正児童福祉法施行令において、人口や地理的条件、交通事情などの参酌基準が定められています。

都の児童相談所の管轄区域についても、こうしたことを総合的に考慮して検討する必要があると考えています。

質 問 事 項

五の2のウ 都立児童相談センターは23区中9区に加え島しょ部を管轄し、管轄区域人口が250万人を超える。改正法令の施行時期を考え合わせれば、早急に管轄区域の抜本的な見直しが必要だが、児童相談センターの管轄区域見直しの考え方と見通しを伺う。

回 答

児童相談所の管轄区域については、令和5年4月1日に施行予定の改正児童福祉法施行令において、人口や地理的条件、交通事情などの参酌基準が定められています。

児童相談センターを含む都の児童相談所の管轄区域についても、こうしたことを総合的に考慮して検討する必要があると考えています。

質 問 事 項

五の3 児童相談所の区移管について

ア 23区における児童相談所設置の動向を伺う。また、基礎自治体

でもある区が児童相談所を自ら設置することについて、都としての基本的な評価、認識を伺う。

回 答

令和2年4月に世田谷区及び江戸川区、同年7月に荒川区、令和3年4月に港区が児童相談所を開設しており、令和4年度に中野区、板橋区及び豊島区が児童相談所の開設を予定しています。

平成28年の児童福祉法の改正により、特別区は個別に政令指定を受けて児童相談所を設置できることとなっており、都は、区から申出があった場合、子供の安全・安心を確保する観点から適切に対応しています。

質 問 事 項

五の3のイ 23区区長会は、『令和4年度都の施策及び予算に関する要望書』において「児童相談所設置の促進」、「特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう」として、①移管に必要な財源を確実に移譲すること、②特別区児童相談所開設にあたっての立ち上げ支援を行うこと、③児童養護施設等の相互利用等のための広域調整についても、見直すべき課題が生じるものと見込まれる。開設した4区の事例を活かし、より積極的に協力すること、④特別区による児童相談所及び一時保護所の整備に伴う、都の施設の整理・転用について、施設所在区と協議の場を設け、未利用都用地や都の児童相談所等の既存施設等の無償譲渡・貸付、または減免措置等を行い提供することを求めているが、これらの要望のそれぞれに対する都の認識、見解を伺う。

回 答

(①について)

区立児童相談所の設置に伴う経費については、都区財政調整制度において、都区で合意した内容に基づき開設準備に係る経費や児童相談所運営に伴う経費を需要算定しています。

また、都区財政調整における配分割合については、令和4年度にその在り方について、改めて協議することで都区合意しています。

(②について)

特別区が児童相談所を設置する場合、それぞれの区で専門人材を確保、育成することが必要となります。

都は、子供の安全・安心を確保する観点から、特別区の取組を支援しています。

(③について)

児童養護施設等については、都区間で締結した協定に基づき広域で利用しており、引き続き協力して対応していきます。

(④について)

特別区が児童相談所を設置する場合、それぞれの区で必要な施設を整備することが必要となります。

質 問 事 項

五の3のウ 昨年度廃止された旧世田谷児童相談所跡地・跡施設の現在の利活用状況と今後の方針を伺う。

回 答

都立世田谷児童相談所は、令和2年4月1日に世田谷区が児童相談所を開設したことに伴い廃止しており、今後の利活用については、現時点で未定です。

質 問 事 項

五の4 多摩地域の児童相談所の管轄区域見直しについて

ア 法令改正を受け、三多摩地域の児童相談所の配置についての課題をどう考えるか伺う。

回 答

児童相談所の管轄区域については、令和5年4月1日に施行予定の改正児童福祉法施行令において、人口や地理的条件、交通事情などの参酌基準が定められています。

多摩地域についても、こうしたことを総合的に考慮して検討する必要があると考えています。

質 問 事 項

五の4のイ 三多摩地域の児童相談所の管轄区域や配置の見直しの方向性を伺う。通知では児童相談所の新設のみならず、支所の配置についても言及しているが、これに対する都の見解も併せて伺う。

回 答

児童相談所の管轄区域については、令和5年4月1日に施行予定の改正

児童福祉法施行令等を踏まえ、人口や地理的条件、交通事情などを総合的に考慮することが必要と考えています。

児童相談所の設置形態については、様々であると考えています。

質 問 事 項

五の5 一時保護所について

ア 都の一時保護所の設置場所、定員を伺う。また、今後、施設数ならびに施設定員を増やす計画があれば伺う。

回 答

都の一時保護所は、児童相談センター、江東児童相談所、足立児童相談所、八王子児童相談所、立川児童相談所が所管しており、総定員は250名です。

都はこれまで、一時保護需要の増加に対応するため、一時保護所の定員を拡大してきており、令和3年度は、児童相談センターの一時保護所の拡張や、新宿区が所有する施設の借り上げを行いました。

現在、令和2年度まで使用していた立川児童相談所の一時保護所の改築に向け、基本計画を作成しています。

今後とも、一時保護需要等を踏まえ、必要な定員を確保していきます。

質 問 事 項

五の5のイ 都の一時保護所における定員超過の状況を伺う。過去5年間の年平均入所率を伺う。

回 答

都の一時保護所における過去5年間の年平均入所率は、平成28年度113.9パーセント、平成29年度109.1パーセント、平成30年度114.9パーセント、令和元年度113.6パーセント、令和2年度104.8パーセントとなっています。

質 問 事 項

五の5のウ 児童福祉審議会が指摘した「一時保護所のひっ迫状況」を解消していくための、都の基本的な対応方針を伺う。

回 答

都はこれまで、一時保護需要の増加に対応するため、一時保護所の定員を拡大してきました。

令和2年12月の児童福祉審議会の提言も踏まえ、令和3年度は、児童相談センターの一時保護所の拡張や、新宿区が所有する施設の借り上げにより定員を拡大するほか、現在、令和2年度まで使用していた立川児童相談所の一時保護所の改築に向け、基本計画を作成しています。

引き続き、一時保護需要等を踏まえ、必要な定員を確保していきます。

質 問 事 項

五の5のエ 児童相談所の管轄区域の見直しの中で新たな児童相談所の設置が検討されることとなった場合、一時保護所併設の有無、是非について

ての見解を伺う。

回 答

新たな児童相談所を設置する際の一時保護所併設の有無については、一時保護需要等を踏まえ検討することが必要と考えています。